

【インボイス制度の概要】

令和 5年 5月28日

公益財団法人神奈川県スポーツ協会

クラブアドバイザー長門旬也

この制度は、本年（2023年）10月1日から開始されます。

現在もらっている売上（報酬、謝金・謝礼金、交通費などを含む）は、税抜か税別かをまずは確認してください。その結果により今後の判断を左右する起因となるのです。

インボイス制度とは、あくまで消費税に関する制度であり、納税額を計算する新しい制度です。

例えば、アルバイトやパートの人は基本的に関係ありません。報酬受け取りのために請求書を発行する必要がなく、報酬に消費税が含まれない給与所得者であるため、原則としてインボイス制度の影響を受けません。また、課税対象としての扶養（103万円の壁）や社会保険の扶養（130万円の壁）とも、インボイス制度はまったく関係ありません。この制度は、あくまで「消費税」についての制度なので、そもそも消費税が含まれていない給与所得者であるパートやアルバイトには関係がないのです。

今回の納税額を計算する新しい制度インボイス＝適格請求書では、指定された項目が記載されている請求書・納品書のほか、領収書・レシートなども変えなくてはならず、それが必要であり要求されるのです。

ここで混乱するのが、もともと消費税を含めた商品を購入する「一般消費者」とは違うということです。特に、税務署へ納税する課税事業者（年商1,000万円を超す）に影響する制度で、売上の消費税額から仕入の消費税額を差し引いた差額を納付する「仕入税額控除」に着目するというだけのことです。

「仕入税額控除」の対象は、仕入だけでなく1.商品などの棚卸資産の購入 2.原材料等の購入 3.機械や建物等のほか、車両や器具備品等の事業用資産の購入または賃借 4.広告宣伝費、厚生費、接待交際費、通信費、水道光熱費などの支払い 5.事務用品、消耗品、新聞図書などの購入 6.修繕費 7.外注費 などに及びます。

年収1,000万円以下の免税事業者も普段行っている行為なのです。

「仕入税額控除」の影響は、取引先の属性に拠ります。免税事業者・一般消費者・簡易課税を適用している事業者。そして、ほかに非課税売上に対応する仕入れ事業者には影響ありませんが、取引先がある程度規模のある株式会社等である場合は、消費税の申告をしている課税事業者であると考えられ、今後インボイス＝適格請求書の発行を求められる事も考えられます。

インボイス制度は、登録申請をする法的な義務はありません。免税事業者である非営利法人も同様です。あくまで相手先の「仕入税額控除」の影響に拠ることが大きく、まずは取引先に確認しましょう。

仮に登録事業者（適格請求書発行事業者）になるためには、課税事業者（消費税納税申告者）となるための「**消費税課税事業者選択届出手続**」をまず行い、「**適格請求書発行事業者の登録申請手続**」を行わなければなりません。それとも**簡易課税適用事業者**になりますか。

とにかく運用開始は本年（2023年）10月1日です。手続きに要する期間があと四ヶ月しかありません。

登録事業者（適格請求書発行事業者）になり通知をもらう「適格請求書発行事業者の登録申請手続」だけでも、標準登録通知受領まで、e-Tax提出の場合は約1か月半。書面提出の場合は約3か月掛かります。その前に、課税事業者（消費税納税申告者）になるための「消費税課税事業者選択届出手続」を行わなければなりません。登録事業者（適格請求書発行事業者）になるか否かを含めて早目に検討した方が良いでしょう。

参考：課税事業者（消費税納税申告者）となるための「消費税課税事業者選択届出手続」サイト

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/1461_01.htm

参考：インボイス制度の登録事業者（適格請求書発行事業者）になるための「適格請求書発行事業者の登録申請手続」サイト

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_02.htm

売上 1,000 万円以下のフリーランスの場合は？

- あなたは「免税事業者」です。消費税の納税義務が免除されています。
- 社会保険で「国民健康保険」と「国民年金保険」に加入している個人で仕事をしている指導者などを指しています。アルバイトやパートで社会保険（一定の要件を満たす例えば、月額賃金 8 万 8 千円以上）に加入している人は雇用契約を結んでいることが基本なので対象外となります。
- フリーランスとは、雇用契約を結んでいない、社員でない人で消費税の掛かる「報酬」「謝金・謝礼金」「交通費」をもらっている人です。源泉徴収は必要になります。
- 「個人事業主」のように、事業を法人ではなく個人で行う者として税務署に「開業届」を提出していない人です。

売上 1,000 万円以下の個人事業主の場合は？

- あなたは「免税事業者」です。消費税の納税義務が免除されています。
- 社会保険は「国民健康保険」「国民年金保険」「介護保険」の 3 つに加入できます。社会保険加入の義務はありませんが、個人事業主でも社会保険制度に加入することができ推奨いたします。特に常時雇用する従業員が 5 人以上の場合は、社会保険への加入が必要です。
- 個人事業主とは、事業を法人ではなく個人で行う者として税務署に「開業届」を提出している人です。会社員であっても副業として「開業届」を出すことはできますが、会社の就業規則を確認しましょう。会社員の兼業は、副業が個人事業主であれば新たな手続きをする必要はありません。そのまま**社会保険**を利用できます。ただし、社会保険の適用条件と合致する場合は本業と副業の収入によっては収入が増えた分の社会保険を負担する必要があります。

労働保険は、本業の会社側でのみ払う必要があり、新たに手続きをする必要はありません。

収入が増えれば、所得税や住民税などは増額されます。

- 制度が開始されても、「免税事業者」のため消費税の納税義務は発生しません。しかしながら、「免税事業者」のままだとインボイス＝適格請求書が発行できず、相手先となる売上事業者は「**仕入税額控除**」を計算することができなくなります。「仕入税額控除」が適用できなくなると、相手の売上事業者は消費税の納税額が増えてしまうのです。

このような支障が発生するのがインボイス＝適格請求書の制度であり悩むことになるのです。

- あなたは課税事業者（納税申告者）となり登録事業者（適格請求書発行事業者）ますか。そのためには、「消費税課税事業者選択届出手続」をまず行い、「適格請求書発行事業者の登録申請手続」を行いますか。それとも簡易課税適用事業者になりますか。とにかく取引先に確認してみましょう。

非営利型一般社団法人の場合は？

- あなたは「免税事業者」です。
- 理事（役員報酬を受けている人）は**社会保険**への加入が必要です。ただし、役員が無報酬である場合は、社会保険に加入することはできません。理事（役員）でない社員＝従業員は義務がありません。ただし、常時雇用されているのであれば、社会保険に加入しなければなりません。労働時間が短いパートやアルバイトであれば、加入要件に該当しない限りは加入しなくても構いません。

- 非営利型法人のため、**利益の配当（分配）**はありません。利益を出すことは大丈夫ですが、社員に事業予算で決まっている金額を越す配当（分配）ができないだけで、事業を行って得た余剰利益を法人の活動費用に充てることは何ら差し支えありません。非営利だから「利益を出してはいけない」「収益事業を行えない」と勘違いされる方もまだいらっしゃいますが、それは間違っています。事業を行って役員に報酬を払っても構いませんし、従業員を雇うこともできます。ただ、お金が事業予算より余っても人に配当（分配）はできず、すべて法人の事業目的達成のための**活動費用**に充てることになるのです。若しくは、次年度からの事業に対しての内部留保（貯金）をしておくのです。
- 非営利型一般社団法人は、**収益事業**のみに課税される法人なのです。儲けても税金を払えば良いのです。会費（※）や寄付金などに対しては課税されません。
※ただし、会費であっても通常の会費とは異なり、事業の対価として徴収するような場合は、その事業が収益事業に該当するのであれば課税対象となります。
- **収益事業**とは、課税対象事業であり34業種（物品販売業／不動産販売業／金銭貸付業／物品貸付業／不動産貸付業／製造業／通信業／運送業／倉庫業／請負業／印刷業／出版業／写真業／席貸業／旅館業／料理店業その他の飲食店業／周旋業／代理業／仲立業／問屋業／鋳業／土石採取業／浴場業／理容業／美容業／興行業／遊技所業／遊覧所業／医療保健業／技芸教授業／駐車場業／信用保証業／無体財産権の提供等を行う事業／労働者派遣事業）あります。
- 非営利型一般社団法人は、非営利型法人の**理事は3名以上必要**ですが、必ず**理事会**を置く必要はありません。理事が3名以上必要ですが、3名であれば全員が**親族以外（他人）**であることが要件になります。親族を理事の総数の3分の1以下に抑えなければなりませんので、理事が5名までは全員が親族以外であることが必要で、理事が6名になってその内の2名は親族でも構わないということになります。
- 収益事業を多く行わず、基準期間の収益事業の**課税売上高が1000万円以下**の団体は法人税・消費税ともに確定申告の義務がありません。

以上のような非営利型一般社団法人ですが、

インボイス制度の登録をすべきかの判断基準例として



- まず、取引の相手先がどのような属性なのかが大きく影響します。具体的には次の表のとおりで、取引先が免税事業者や一般消費者。そして、**簡易課税**を適用している事業者はインボイス制度が『仕入税額控除』へ与える**影響はありません**。

取引先の属性	仕入税額控除への影響
・免税事業者・一般消費者	・影響なし
・簡易課税※ ₁	・影響なし
・一般課税（本則課税）※ ₂	・仕入税額控除が制限される

簡易課税※₁とは、売上にかかった消費税だけを使う方法

売上にかかった消費税に業種ごとに定められた「みなし仕入率」をかけたものを支払いにかかった消費税とみなす実際に売上にかかった消費税から、支払いにかかったとみなした消費税を差し引いて計算するもの。

一般課税（本則課税）※₂とは、実際にかかった売上や経費から納付額を計算する方法

実際に売上にかかった消費税から、実際に支払いにかかった消費税を差し引いて計算するもの。

しかしながら、相手先がある程度規模のある**株式会社**である場合は、消費税の申告をしている課税事業者であると考えられますので、今後は**インボイス＝適格請求書の発行**を求められる事も考えられます。相手先に確認しましょう。

NPO法人（特定非営利活動法人）の場合は？

➤ この法人も基本的に非営利型一般社団法人と同様ですが、特定非営利活動法人(NPO 法人)制度により、以下の **20 種類の分野に該当する活動**であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2. 社会教育の推進を図る活動 3. まちづくりの推進を図る活動 4. 観光の振興を図る活動 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 7. 環境の保全を図る活動 8. 災害救援活動 9. 地域安全活動 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 11. 国際協力の活動 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 13. 子どもの健全育成を図る活動 14. 情報化社会の発展を図る活動 15. 科学技術の振興を図る活動 16. 経済活動の活性化を図る活動 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 18. 消費者の保護を図る活動 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

➤ NPO 法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業(その他の事業)、非営利型一般社団法人同様に **34 業種の収益事業(課税事業)**を行うことができます。この場合、「その他の事業」に関する会計を特定非営利活動に係る **会計から区分**しなければなりません。その際は税金さえ納めれば良いのです。

➤ NPO 法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、**情報開示**を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。そのため、NPO 法人は、毎事業年度初めの三月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、全ての事務所において備置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務を負います。また、条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります。

➤ **認証の取消し事例**としては次のものが挙げられます。

未登記法人：設立認証を受けたものの、認証日より6カ月を経過しても設立登記をしない場合

報告書未提出：提出が義務付けられている事業報告書等について、3年以上にわたって未提出の場合

➤ **所轄庁**は、NPO 法人の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。

所轄庁は原則として主たる事務所が所在する都道府県知事となりますが、1つの事務所が、当該政令指定都市に所在する場合は、その長となります(NPO 法第9条)。

県内では、以下となります。

横 浜 市：市民局 地域支援部 市民協働推進課

横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-4737

川 崎 市：市民文化局コミュニティ推進部 市民活動推進課

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階 044-200-2341

相 模 原 市：市民局 市民協働推進課

相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館4階 042-769-8226

その他の市町村：神奈川県政策局政策部 NPO 協働推進課 (NPO 法人担当)

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階 045-312-1121(代表)

➤ NPO 法人も基本的に非営利型一般社団法人と同様です。

インボイス制度の登録をすべきかの判断基準例として



➤ まず、取引の相手先がどのような属性なのかが大きく影響します。

具体的には次の表のとおりで、取引先が免税事業者や一般消費者。そして、**簡易課税**を適用している事業者はインボイス制度が『仕入税額控除』へ与える **影響はありません**。

取引先の属性	仕入税額控除への影響
・免税事業者・一般消費者	・影響なし
・簡易課税※ ₁	・影響なし
・一般課税（本則課税）※ ₂	・仕入税額控除が制限される

簡易課税※₁とは、売上にかかった消費税だけを使う方法

売上にかかった消費税に業種ごとに定められた「みなし仕入率」をかけたものを支払いにかかった消費税とみなす実際に売上にかかった消費税から、支払いにかかったとみなした消費税を差し引いて計算するもの。

一般課税（本則課税）※₂とは、実際にかかった売上や経費から納付額を計算する方法

実際に売上にかかった消費税から、実際に支払いにかかった消費税を差し引いて計算するもの。

しかしながら、相手先がある程度規模のある株式会社である場合は、消費税の申告をしている課税事業者であると考えられますので、今後はインボイス＝適格請求書の発行を求められる事も考えられます。

例えば、消費税を税務署へ納付している事業所（株式会社等）に何か物品等を販売・購入して、請求書・納品書・領収書を発行することが多いNPO法人の場合、「インボイスが発行できないNPO法人からは物品等を購入することができない」と言われてしまう可能性も出てきます。その逆もあり得るのです。

- **消費税**は、全収入が1,000万を超えたら発生するという訳ではありません。「委託費」「補助金」「会費収入」「寄付金」「家賃」などの収入のうち消費税の対象になるのは「委託費」だけです。それに対して「補助金」「会費収入」「寄付金」は全て非課税。収入からこの金額は差し引かれます。では、課税対象の収入が1,000万を超えたら、いつ支払えば良いのかですが、2年後に支払えば良いのです。ただ、何もせず時期が来たら支払うのではなく、消費税の納税が始まる時には「届出」を出しておく必要があります。

まずは、相手先を把握して確認しましょう。

自治体の委託事業を受託している場合は？

それは一般会計からの受託ですか？ならば、この制度の影響はありません。

特別会計からですか？ならば、インボイス制度の影響を受けることとなります。



- NPO法人の中には自治体から業務委託を受けている場合もあります。地方公共団体の予算には一般会計と特別会計があり、それぞれ消費税の取り扱いが異なります。一般会計は売上と仕入の消費税額を同額とみなすという規定があり、インボイス制度の導入後もこの規定は変わりません。つまり、一般会計においては消費税の納税が発生しない仕組みになっており、免税事業者へ業務委託をしても仕入税額控除への影響はありません。一方で特別会計にはこのような特例はないので、免税事業者からの仕入れについてはインボイス制度の影響を受けることとなります。従って、受託事業の予算が一般会計であれば免税事業者であっても自治体の消費税の納税額に影響がないため、あえて適格請求書発行事業者になる必要はないでしょう。一方で、受託事業の予算が特別会計であれば自治体の消費税の納税額に影響するため、適格請求書発行事業者の登録を求められる可能性があります。

団体が受託している事業の相手先予算が一般会計なのか。それとも特別会計なのかを確認した上で対応を検討することになるでしょう。